

月報

1984. 5 月 號



シンガポール日本商工會議所

目次

(1984年5月号)

中近東を中心とした国際情勢	(伊藤忠商事)	高原 友生	1
1984年度 シンガポール 税法改正について (公認会計士)	塩田 龍海		10
シンガポールの用紙事情	(株式会社岡本)	曾根原 正	18
会員紹介	(日本電気硝子(株)、三越シンガポール (株)、日本アジア海運(株))		24
理事会の動き			26
4～5月の主な経済記事			30
広 報 欄			36
資料案内			38
編集後記			40

中近東を中心とした国際情勢

伊藤忠商事

常務取締役 高原友生

(本稿は1984年1月20日に開催された会員講演会にて話された内容をまとめたものである。)

只今ご紹介にあずかりました高原でございます。深田大使閣下を始め皆様の前で果して、ご期待に添い得るか大変恐れておる訳ですが、1時間程のお時間を頂いておりますので、中東情勢の読み方について、お話をしてみたいと思います。

私、石油の仕事から離れまして4年程経っておりますので、今日の正確な数字を申し上げ得ませぬが、現在日本の輸入量を4百万B/Dと致しますと、ざっと2億トン、あるいは2億トン強になる訳で、この7割即ち1億4千万トンが中東に依存しておることにより、中近東の重要性については、今さら喋々を要しません。

輸出のマーケットとして中近東はどの位であるかと云う事も、実は日本で話を致しました時は、数字(約180億ドル)をきちんと覚えておりましたんですが、サウジアラビアを中心として産油国としての衰えはみられますが、日本にとり巨大なマーケットである点は間違いありません。

日本にとってその命運の7割を依存して且つ大きなマーケットである中近東と云うものの不安定さというものが極めて重大であることは勿論で、日本にとりましてこの地域が常に安定していなければならないと云うことであります。

それでは不安定の因素と申します物を私は4つに分けて申し上げたいと思います。

この第一の不安定さは云うまでもなく、東西のスーパーパワーの角逐に於けるそれでありましょう。かつてはその影響度の深さに於いてこの地域は、略々アメリカのワンサイドゲームと云って良かったと思います。とこ

ろがアフガンにソ連が入って参りまして、この一角が崩れ、為にカーターによって緊急展開部隊が組成され、レーガン以降になり更に強化されました事は、ご承知の通りです。又、ソ連のアフガン侵攻によりホルムズ海峡が、ソ連機の行動半径に入り、そのとき既に今日のイランの一種の報復あるいは閉塞ということを持たずにホルムズが甚だ不安定な状況に立ち到ったことは、自然のことです。

これに対抗して、恐らくは第七艦隊の範囲と存じますが、ジェゴ・ガルシア基地の待機部隊が、オーマン沿岸ノマシュラ島の基地と連動しアフガンに対して均衡状態を作ったと云う事であって、東西の対立はアフガンで崩れながら尚、睨み合いを続けて、均衡を保っている訳であります。今後この中東で東西のこの対立が、非常な不安定を呼ぶ、具体的にはソ連がアフガンのように、別の地域に新たに侵入してくるか否かと云う事ですが、もし然りとすれば、これは陸軍では地続きのトルコ、又はイランと云うことになるだろうと思います。それとやはり中東で非常に注意しておかなければなりませんのは、黒海の湾口を扼したボスポラスであって、一昨年9月にはワルシャワ条約軍とソ連軍の連合演習が、このボスポラスの西北で行われました。ご承知のように、いくつかの海軍工廠が黒海の中に在り（ニコライエフ）、軍事的に大きな事態が起きるとなると、やはりボスポラスが最初なのではないかと考えております。

一方アメリカは、シナイ半島のエジプト返還を進めまして、中東を支える軍事体制を確立致しました。即ち、50万人のマンパワーを誇るエジプトの軍隊と無敵のイスラエルの軍隊をしっかりと押え、同時に先に申しましたトルコをNATOの一番右の鶴翼に据え、軍事的にはシリアが少々ソ連から武器をもらいましょうとも、ちょっと手の施しようのないと云うのが、今日の中東ではないかと思ひます。基本的にパレスチナとかイスラエルとか、いろんな問題があるわけですが、何と申しましても東西のバランスの上に、我々も中東も平和を保っておるわけですから、そういう意味で第一のこの不安定因素である東西の急逐による中東の不安定さと云うのは、当然の間均衡を保ち大きな問題は起こらないという風に私は考えております。

第二のこの中東に於ける不安定さの因素は何か、これは中東に於ける国家間の対立という事です。

この国家間の対立は大きく分けてまず、イスラエルと OTHERS と云う対立があります。イスラエルに味方する国民は今日ではございません。エジプトは仲直りは致しましたけれど、別にイスラエル側に立った訳ではありません。

もう一つはご承知のイラン・イラクの対立であります。ここで注意すべきことは、中東の事を論じたり判断したり致します場合、スンニー派とかシーア派とかの宗教上のセクトの対立を余り強調しすぎますと、何が何やらわからなくなってくる訳で、如何程、宗教の対立がございまいしょうとも何と申しましてやはり今日の民族国家というものの対立が、最も鋭く行われておる訳で、全てをまず第一義的に国家間の対立という風に判断して中東を見るべきであると私は思っております。このイスラエルと OTHERS の対立のお話を致しますと、ついパレスチナ問題にまで及び、延々とお話することになってしまう訳ですが、一言で申しますと、何故アメリカは異教徒であるユダヤ教の国家をあれ程甘やかすのかと云う事だと思います。それは一つには今日の最も重大な不安定因素である東西の対立が表面化した場合、決定的に油田地帯なり中東と云うものを西側に保つ為には、緊急展開部隊では間に合わないと云う事です。本当にロシアなりシリアなりを叩くには、イスラエル程頼りになる国家は無い訳ですから、やはり甘やかしておかねばならんと云う事になる訳です。

又、キリストが生まれましてから2千年の間、キリスト教徒はユダヤと云うものに対する寛容さを失い、つい数十年前にはナチを使ってではありますが、何百万というユダヤを殺した訳でして、この記憶が今日の多くの人類の胸を痛め、特にキリスト教徒の胸を痛めておる次第であります。

基本的に、特にアメリカの中に、2千年に亘るこのユダヤに対する異端視への贖罪と申しますか、まあすまぬ事をしたと云う気持ちが根底に流れているのではないかと思う訳であります。パレスチナの独立についてもアメリカの建国の精神・歴史を思い出しましたなら、独立を与える事は全く

問題無い訳ですが、具体的にはユダヤのいわば言いなりになっている訳であります。

PLOについて述べますと、私は皆さんに聞かれる度に、アラファトは大丈夫なんだと答えております。何故かと申しますと、GAZAあるいはWest Bankに住んでいるパレスチナ人が誰を支持しておるかと言うと、これはアラファトしかございませんで、反対する者が多少おっても、アラファトを殺す事も掴まえる事も出来ない、何時でも物理的に殺すことは出来ても殺せないと言いますか、このアラファトの強さと云うものを知らなきゃいかんと思うのであります。

ところが、そのアラファトに対するアメリカの扱い方と云うものが、私ら商売人が見ていても、本当に下手と云う風に思わざるを得ないのであります。穏健派とアラファトとパレスチナをこなしながら、政治的に上手に平和共存にもってゆくという、またこれが先程の不安定因素を助長しない、大きな外交政策になると云うことにアメリカは気がついていない、まあ気がついていても不器用であると言う事ではないでしょうか。

実際、ユダヤとパレスチナ問題は何百年も続く、穏健派でもパレスチナには困っているのだ、だから本気でパレスチナ人をサポートする者はいないと云ったやや投げやりな議論もありますが、あの地域に大きな運命を賭けた日本と致しましては、何とかしてやはりパレスチナとユダヤを1日でも早く、平和共存の方向へ持ってゆかないとこれはもう、他人事ではないという風に思うのであります。

第二はイランとイラクの対立の事であります。これはだらだらいつまでも続くイライラ戦争であると云う事は、通説になっておりますが、私は83年こそは戦争の終る年という事を言い続けて参りまして、大きな恥をかいおるわけです。何故83年を終戦の年としたかと云う理由を申し上げますと、イラクにつきましてはこれはもう間違った訳でありまして、よくもまあサダム・フセインは暗殺もされずにおるものだと、これはもう感心しておる次第であります。早く戦争を止めたいという事は、公式、非公式に何十回と声明を出しております。エグゾセとかシュペールエタンダールと

いう様な事も一時騒がれましたけれども、私はあれを使うとは思いません。それでは何の為に買ったのかという事です、イラクは現在トルコへのパイプラインで70万B/D、トルコに陸上で売る分を含めると80万B/Dの石油しか売れてない訳でして、出来れば、バーレーンやクウェートのシーバースをファオに集め、ファオから一点繋留ブイでローディングしてゆきたい、それをイランがつぶしに来ると云うことに対する抑止としてであろうと私は思っております。

戦費が月にいくらかかるかと云うと、10億ドルと言う人もございますし、もっとかかっているという人もございます。10億ドルとしましても年間120億ドルに達する訳でして、早く戦を止めたいと云うのは当然の事であります。イランはどうかと云うと、私は今日イランは戦争を続けてゆく理由が殆んど無くなってきた。よってけんかはやがて終るという風に皆さんに言って参りました。

イランはシャーを倒す時に坊主とレフトが組み、そのあと坊主とレフトの二元政治となりました。しかし、イラクから仕掛けられた戦争こそは、この二元性を坊主による完全な一元化にした。即ちホメイニの権力を確固たるものにするのに寄与したと云う点で、絶大なるものがあると考えます。だからフセインはホメイニを倒すどころか、ホメイニをより強化する事に非常に貢献してしまった、とりかえしのつかない大きな誤ちを犯してしまったと思う訳であります。

私は30回以上もイランに参ったんですが、何時行きますしても、テヘランのたたずまいはシンガポールよりももっと静かで、新聞で報ぜられております事とは大違いです。

また石油についても、私の記憶ではカーク島からの石油の積み出しがイラン側のフォールトで止まったという事は一度もありません。日本のタンカー組合が嫌だと言って乗り込まなかったのも、船が行かなかったと云う事はありませんが、その時日本の商社やリファイナーは全部他の国の船をチャーターしてカーク島に行ったわけで、カーク島が滞ったという事は一遍もございません。よってイランは隆々と石油を輸出しておりまして、

今でも200万B/D位は輸出しておるんじゃないかと思います。その結果イラクとは比べものにならない経済情勢にありますし、又、面積から云いまして人口から云いまして、これはとてもじゃないがイラクが倒せる相手ではございません。

ついでですが、私が良く申し上げますのは、中東情勢を判断致します場合に、4千数百万か5千万という人口を保有している国が3つ有る訳です。それはイラン、トルコ、エジプトであります。この3つの国は云わば、戦争遂行能力と云うものをちゃんと持っておる国であります。人口が25万のカタールとか、35万のバーレーンとか、104万のアラブ首長国連邦とか、今もって何百万かわからないサウジアラビア等は、憲法も無ければ議会も無く、およそ国家としての態様を備えておらない訳でして、とても国として戦争を宣言し遂行する能力はございません。これが出来る国家は先程のイラン、トルコ、エジプトを除いては中東には無いと思います。この3つの国家を内紛に、あるいは戦争に巻き込んだ時、あるいは巻き込まれた時、中東は大動乱になるという風に思う訳です。

今日、外務省あるいは安倍外相は、イラン・イラクの戦争の調停に乗り出されております。どう云う訳か日本のマスコミは、これを大きく取り上げておりませんが、日本が出てゆくという事は本当に歴史的な出来事であり、成功して頂きたいと心から思っております。

あまり商売がかった事を申しては誤解が生じますが、実際にもし戦争が終りますならば、イラン・イラク国境の災害復旧、というものは、目の覚めるような巨額の金額を要するプロジェクトになると思います。私はあるいは、世界の今日の不況を突破してゆく、テネシーバレープロジェクトの世界版になり得る、大きな出来事という風に思っております。

次に第三の不安定因素に参ります。

第三の不安定因素は、内部でクーデター革命と云うものが起こり、油田が破壊されるといった国家内部での変動が有るのではないかという事です。メッカ事件、サダト暗殺等がこれにあたる訳ですが、私は当分の間この心配は無いと考えております。

いろいろな例がありますが、例えばサウジアラビアをとりましても、確かに油の市況がこれだけ緩みますと、長期プロジェクトの見直しが行われ、経済の歪みが出てくる。しかし王制を打倒するとか、次のレジームに変えるといったエネルギーの蓄積がありません。「人は皆、乏しきを憂れずして、等しからざるを憂れう」と云いますが、階級の差、富の差というものを不満に持ってゆく、そしてその環境が成熟すれば、それを利用しようとするオーガナイザーが現われて革命という事になるわけですが、サウジアラビア等の場合はどうもその不満と云うものが発生していない、それをオーガナイズする必要性もない、等しからざるを憂うるいとまがない程、皆富んでいるという事のように思います。

最後に第四番目の因素ですが、これは先程ちょっと触れましたサダト暗殺にも関連しますが、所謂ファンダメンタリズムであります。これは「神に帰れ、コーランに戻れ」と云う事でして、突きつめていきますと近代文明に対する挑戦になるわけで、それを否定していくという事になります。これは私は民族国家を越えたモスレムのインターナショナルな1つの市民運動と云っていいのではないかと思います。その1つの具体的なあらわれが、サダトの暗殺と云う事にあったのも事実だと思います。これは大変な事ではないかと言う人もございますが、私はたいした事は無いと思っております。

サダトは私がちょうどカイロに居ります時に亡くなったのですが、私はこれは昭和初期の日本の右翼に、非常に似ているように思います。確かに彼らは人を殺すのは非常に上手だし、度胸も座っておる人達ですが、それからあとのプログラムがございません。サダトの場合も殺した後のプログラムは有りませんでした。2.26の時の様に放送局とか発電所、通信の若干を押えるという程度の事はあったようですが、要するに取った後どうするかと云う、プログラムはありません。その上、金がありません。

ファンダメンタリストと云うのは一応左に属しておると云われておりますが、シリアのアサドもまた、ファンダメンタリストとの戦いにさらされておる訳であります。そういう所で連帯し、やがて大きな市民運動となり、

ついにはホメイニ・イランと組んで近代文明へ挑戦すると云う様な事は、新聞・雑誌では甚だ面白いことではあるかもしれませんが、そういう可能性は乏しいという風に考えます。1時間と云う事でございましたので、はしょって申しましたが、中東は日本にとり運命を託した地域であります。エネルギー経済研究所の生田所長がよく Vulnerability と云う言葉をお使いになります。Vulnerability と云うのは日本語で上手い翻訳が無いと思いますが、強いて探せば、麻雀の時に3人共リーチして1人だけ残った時に牌を捨てる時の様な気持ちなんだそうです。非常に不安な気持ちだそうです。その中東の Vulnerable な因素とは何かにつき、私は今日4つ申しました。

一番大きいのはやはり東西の対立であります。今迄アメリカのワンサイド・ゲームだったのが、ソ連のアフガン侵攻でホルムズが不安定となった。しかし私は、ソ連がイランなりトルコなりに入ってくるとは思いません。それだけの力がソ連に有ると思えません。もし有り得るとすれば、ボスボラスに対して先制攻撃をかけてくると云う事ですが、それに対抗してアメリカは第七艦隊を置き、緊急展開部隊を置き、ジェゴ・ガルシアやらマジュラ島に基地をつくり、イスラエルとエジプトを仲良くさせた訳であって、今日これによって大きな衝突があるとは思えません。況んやシリア・イラクですら、次第にアメリカに現実的な動きをしている今日でございます。

第二は国家間の対立であります。イランとイラクの戦争は終りそうにありません。しかし私は予想以上に両国共、戦いを止めたがっておると思いますし、日本は他国と共に調停に努力すべきと思います。パレスチナ、ユダヤ、レバノンの問題はアメリカが本気で、PLOを、アラファトを支持し、エジプトを始めとする穏健派とアラファトPLOの線を何とか固めてゆくべきだと、考えております。

三番目は夫々の国の中で、クーデターが起きないかと云う事ですが、私はここ5年、10年は安泰であると考えております。

四番目のファンダメンタリストによる、イスラムの連帯した文明に対す

る挑戦という事は、話としては非常に面白いし、今後も時として人を殺したりすることがあるかもしれませんが、それによって政権が倒れたり、歴史を動かすような大変動になるとは、考えておりません。

以上4つにつきまして非常にはしよって申し上げましたが、この4つの不安定因素に分けて新聞を良くご覧になられれば、如何なものかと思う次第であります。

私は結論として、当面非常に大きな、運命的な動乱など、まず起きないのではないかと考えております。その大きな理由の1つに世界不況がございます。中東だけは特殊だと云う事は今はあてはまりませんで、今日の世界不況の霧の中に中東もまたすっぽりと包まれ、石油を止めるぞと言えば、皆が喜ぶという世の中であります。当面この不況はアメリカが少し良くなったからと云って、急に何やら世界中が明るくなった訳ではありませんし、この不況の霧に包まれておると云う事が、4つのこの不安定因素についてやや楽観的な事を申した大きな理由の1つになっておるという事で、本日のお話をお終らさせていただきます。どうも有難うございました。

1984年度シンガポール税法改正について

公認会計士 塩田 龍海

1984年3月2日に、大蔵・通産大臣による1984年度の予算演説が行なわれ、以下の点に付、税法改正案が発表された。改正案は、所得税・相続税及びその他の税からなっている。

1 所得税（個人所得税）

1. 個人所得税の税率

1984 賦課年度（1983 年 1 月から 12 月までの所得）に対する納付税額について、10%の割引を行う。また、1985 賦課年度については、現行の税率が引き下げられることになる。これらの改訂後の税率は、別表に示されている通りである。

もし、二重課税救済のための控除がある場合は、この割引は、控除後の純納付税額について行なわれる。

設例

	S \$	S \$
納付税額		30000
控除：二重課税救済控除	1000	
シンガポールの配当		
から控除された税金	<u>5000</u>	
小計		<u>6000</u>
純納付税額		24000
割引税額：（納付税額－		
二重課税救済控除）		
× 10 %		<u>2900</u>
改正後の純納付税額		<u><u>21,100</u></u>

もし、まだ納税者に、1984 賦課年度についての賦課通知書が発給されていないならば、この割引は内国歳入庁によって計算され、1984 賦課年度の通知書に反映されることになる。

しかし、もし1984 賦課年度についての通知書がすでに発給されている場合は、納税者が1984 年の税金を支払うときに10%の割引を控除できる。

1983 年にシンガポールを離れている雇用人のケースのように、1984 年の税金がすでに支払われているような場合は、還付の為の申請書を作成すべきである。

2 既婚婦人に対する扶養（子女）控除額の引き上げ

1985 賦課年度から適用されるものとして、既婚婦人は、増額された扶養（子女）控除額を適用することができる。

対象となる既婚婦人は、本人の稼得所得に関して、分離課税（夫の申告と分離して申告）されることを選択した人に限られている。

増額の概要は、次の通りである。

最初の資格を 有する子女	通常の扶養控除額 + 稼得した年収の 5%（最高限度額は \$10000）
二番目の資格 を有する子女	通常の扶養控除額 + 稼得した年収の 10%（最高限度額は \$10000）
三番目の資格 を有する子女	通常の扶養控除額 + 稼得した年収の 15%（最高限度額は \$10000）

上記の他に、扶養控除額の引き上げは、次のいずれかに該当する全ての既婚女性にも適用される。

(i) 中等学校教育を終了した者（但、少なくとも、“0”レベルの5つを合格していること）

(ii) より高い資格証明書又はそれに相当するものを所有している者

II 所得税（法人所得税）

1 加速減価償却控除

製造業であるか非製造業であるかにかかわらず、新規設備に関して生じ

た支出について、1985 賦課年度より、33.3 %の加速減価償却控除が3 年間に渡って認められる。

また現存する設備についての残余分の控除についても、3 年間で全額差し引きすることができる。

但、この新しい償却率は、自動車、自動二輪及びデリバリーバンについては適用がない。

2 持分参入に対する投資控除

新技術産業における認可されたベンチャー資本のプロジェクトに投資する現地会社は、持分投資の50 %まで投資控除が認められる。

但、以下の条件が満たされなければならない。

- (イ) 新規のプロジェクトが、予定された生産開始の日付から始る3 年間の間に、累積利益を生まないこと。
- (ロ) 請負プロジェクトが経済開発局 (E D B) により認可されること。

現地会社とは、シンガポール国民又は長期滞在者 (パーマネント・レジデント) によって持分の過半数 (言い換えれば、50 %超) が所有されている会社をいう。

この優遇措置は、当地の投資者に、科学技術向上の新規未開拓の領域に向かわせることを奨励するのが目的であると同時に、シンガポールにおける現在の科学技術の基礎を広げることが目的としたものである。

3 一定のオフショア・シンジケート組織活動に対する課税免除

国外でなされたシンジケート組織になっている貸付金に対する現行の免税制度は、次のものに拡張される。すなわち、一定の基準を満たし、さらに、1983 年4 月1 日から5 年間を通じてシンガポールでシンジケート組織化された他のシンジケート組織にされた信用機関 (現在のところ、シンジケート組織にされた国外でなされた貸付金に該当するものと、本質的に同様である) をカバーするために拡大適用される。

この免税制度は、保証、パフォーマンス・ボンド (当事者が契約履行を保証する金銭債務証書)、一定の証券引受業機関のシンジケート組織 (貸付金、変動利付手形などのアンダーライティングのようなもの) を含むこ

とが予定されている。

この免税制度は、完全に応募されなかった発行物の一部分の保持から生じる証券引受業によって稼得された所得には拡張されない。

国外でなされたシンジケート組織による貸付金とシンジケート組織にされた信用機関の両方に対する免税制度は、1988年3月31日以降にまで、大蔵大臣によって延長されることができる。

4. 金融先物市場に対する税制上の優遇措置

本年6月に操業開始が予定されている金融先物市場を順調に立ち上がらせるために、次の様な税制上の優遇措置が用意されている。

(i) シンガポール国際金融取引所 (SIMEX) は、先物取引から得た所得に関して、5年間の課税免除が与えられる。

(ii) 非居住者、ACU (アジア通貨ユニット) 及び他のSIMEX会員との取引から生じる所得は、団体組織の会員について、10%の軽減された税率で課税される。

居住者との取引から生じる所得については、40%の税率で課税される。

(iii) SIMEXの個人会員についても、10%の軽減税率が適用される。

先物取引が、本質的に、外国通貨取引であるので、上記誘因措置は、オフショア金取引及びアジアドル市場 (ADM) を促進するために与えられたそれらのものと同じ線上にあると考えられる。

III 相続税

1. 税率

現行の課税 (5%から60%に税率が分布している) 及び免除のシステムは、1984年4月1日から二段階の税率に変更される。

最初の課税されるべき相続財産の1千万\$は、5%で課税され、それ以上の金額は全て10%で課税される。

2. 住宅用財産

住宅用財産に対する特別の免除は、目下のところ、600000\$ かある1つの住宅用財産の全価値かいずれか高い方である。

免除の限度額は、1984年4月1日から故人の所有した住宅用家屋の数にかかわらず、3百万\$に改訂される。

3. その他の資産

上記2で述べた住宅用財産以外の資産についての免除限度額は、現在のところ、C P F 残高の全額免除か、または、C P F 残高が100,000\$未満の場合、C P F 残高とその他の資産の両方について合計100,000\$かの、いずれかである。

1984年4月1日から、遺産のC P F 残高の全額に対して免除資格を与えられる。C P F 残高が500000\$を超える場合、住宅用財産として免除資格を与えられるものを除き、他の資産に対してそれ以上の免除は与えられない。C P F 残高が、500000\$を超えない場合、C P F の残高及びその他資産に対する最大限の免除は、500000\$である。

IV その他の主な改正点

1. レースクラブ又は競馬協会における賭金表示器又は競馬賭金表示器に関して、売りさばかれた賭金につき15%から20%に賭金税が引き上げられる。
2. 現在、変動税率で賦課されている巻きタバコ、葉巻きタバコ、両切り葉巻きタバコ、小型の葉巻タバコ及びその他のタバコ生産品についての輸入税は、1 Kg 当り60\$に引き上げられる。
3. 巻きタバコについて、巻きタバコの製造のために使われる輸入葉タバコの1 Kg 当り36\$の税に加えて、1 Kg につき24\$の物品税が課せられる。

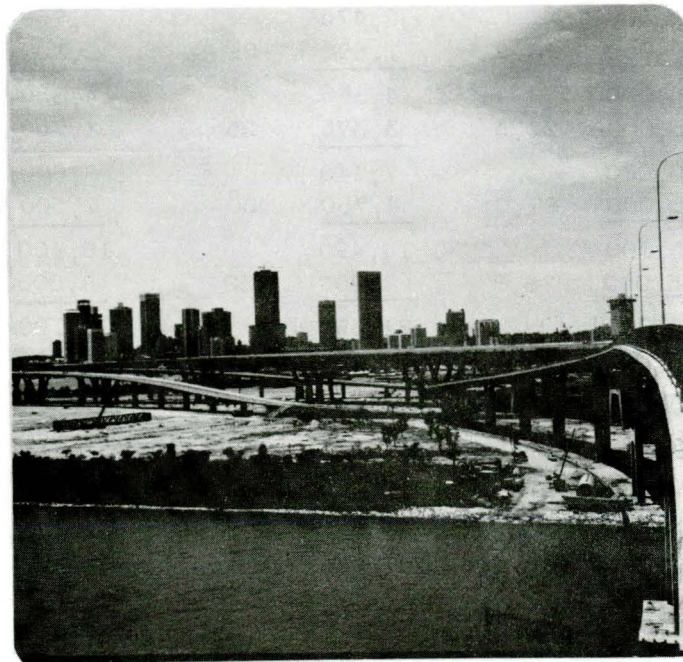
その他のタバコ製品の物品税は、Kg 当り60\$で固定されたままである。

4. ビールとスタウトに関する物品税が、デカリットル(10ℓ)につき22\$へと6\$増加されると同時に、サムスー(ライス・ワイン)に対する物品税が、標準強度(プルーフ)デカリットルにつき75\$から100\$に増加される。
5. ビールとスタウトについての輸入税は、各々、デカリットルにつき33

＄と45＄とに6＄ずつ増加される。

サムスーについての輸入税は、標準強度デカリットル当り25＄引き上げられる。

賭金税についての増税は、1984年4月1日から実施されるが、他の税における増税は、1984年3月2日から効力を生じる。



税 率 表
1984 賦課年度

別表 1.

課税所得	賦課年度 1984		税額*		賦課年度 1983		減税額
	改訂税率		現行税率		税額		
	S\$	%	S\$	%	S\$	S\$	
最初の	5,000	3.6	180	4	200	20	
次の	2,500	6.3	157	7	175	18	
最初の	7,500		337		375	38	
次の	2,500	8.1	203	9	225	22	
最初の	10,000		540		600	60	
次の	5,000	10.8	540	12	600	60	
最初の	15,000		1,080		1,200	120	
次の	5,000	12.6	630	14	700	70	
最初の	20,000		1,710		1,900	190	
次の	5,000	15.3	765	17	850	85	
最初の	25,000		2,475		2,750	275	
次の	10,000	18.9	1,890	21	2,100	210	
最初の	35,000		4,365		4,850	485	
次の	15,000	22.5	3,375	25	3,750	375	
最初の	50,000		7,740		8,600	860	
次の	25,000	27.0	6,750	30	7,500	750	
最初の	75,000		14,490		16,100	1,610	
次の	25,000	28.8	7,200	32	8,000	800	
最初の	100,000		21,690		24,100	2,410	
次の	50,000	31.5	15,750	35	17,500	1,750	
最初の	150,000		37,440		41,600	4,160	
次の	50,000	31.5	15,750	35	17,500	1,750	
最初の	200,000		53,190		59,100	5,910	
次の	200,000	36.0	72,000	40	80,000	8,000	
最初の	400,000		125,190		139,100	13,910	
次の	350,000	38.7	135,450	43	150,500	15,050	
	750,000		260,440		289,600	28,960	

750,000\$を超える部分に対し 40.5

45

* 1984 賦課年度において、シンガポールの居住者である納税者は、課税額の一率 10% の割引が認められる。

税額は現行税率（1983 賦課年度）に応じて計算された税額の 10% 割引後で示されている。

税 率 表
1985 賦課年度

別表 2

課税所得	賦課年度 1985			賦課年度 1983		
	改訂税率		税額	現行税率	税額	減税額
	S\$	%	S\$	%	S\$	S\$
最初の	5,000	4	*180	4	200	20
次の	<u>2,500</u>	7	<u>*157</u>	7	<u>175</u>	<u>18</u>
最初の	7,500		*337		375	38
次の	<u>2,500</u>	9	<u>*203</u>	9	<u>225</u>	<u>22</u>
最初の	10,000		*540		600	60
次の	<u>5,000</u>	10	<u>500</u>	12	<u>600</u>	<u>100</u>
最初の	15,000		1,040		1,200	160
次の	<u>5,000</u>	12	<u>600</u>	14	<u>700</u>	<u>100</u>
最初の	20,000		1,640		1,900	260
次の	<u>5,000</u>	15	<u>750</u>	17	<u>850</u>	<u>100</u>
最初の	25,000		2,390		2,750	360
次の	<u>10,000</u>	18	<u>1,800</u>	21	<u>2,100</u>	<u>300</u>
最初の	35,000		4,190		4,850	660
次の	<u>15,000</u>	22	<u>3,300</u>	25	<u>3,750</u>	<u>450</u>
最初の	50,000		7,490		8,600	1,110
次の	<u>25,000</u>	26	<u>6,500</u>	30	<u>7,500</u>	<u>1,000</u>
最初の	75,000		13,990		16,100	2,110
次の	<u>25,000</u>	29	<u>7,250</u>	32	<u>8,000</u>	<u>750</u>
最初の	100,000		21,240		24,100	2,860
次の	<u>50,000</u>	31	<u>15,500</u>	35	<u>17,500</u>	<u>2,000</u>
最初の	150,000		36,740		41,600	4,860
次の	<u>50,000</u>	34	<u>17,000</u>	35	<u>17,500</u>	<u>500</u>
最初の	200,000		53,740		59,100	5,360
次の	<u>200,000</u>	37	<u>74,000</u>	40	<u>80,000</u>	<u>6,000</u>
最初の	400,000		127,740		139,100	11,360
次の	<u>350,000</u>	39	<u>136,500</u>	43	<u>150,500</u>	<u>14,000</u>
	750,000		264,240		289,600	25,360

750,000 \$ 超える部分に対し 40

45

* 1985 賦課年度以降、シンガポールの居住者である納税者には課税所得の最初の 10,000\$ について税額の 10 % 割引の適用がある。

税額は提案された税率に応じて計算した税額の 10 % の割引後で示されている。

シンガポールの用紙事情

THE OKAMOTO CO LTD.

曾根原 正

紙パ業界では世界的にも権威ある Pulp & Paper International 社が発行した特集号「1983 年ワールドレビュー」の中で、シンガポール市場の段ボール原紙需要状況について触れ、東南アジア全体の需要動向を求めようとする部分がある。即ち紙パ業界にとっても他産業と同様にシンガポールは重要な意味を持つ市場として認識している。

「紙は文化のバロメーター」と良くいわれているが、アセアン諸国との比較に於て、シンガポールの国民一人当りの紙消費量（別表Ⅰ参照）は郡を抜いており、その文化程度を伺い知る事が出来る。

以下「用紙事情」と題し、概略御紹介致します。

別表 Ⅰ 国民 1 人当り紙・板紙消費量（1982 年）		
1 位	米 国	250kgs
2 位	スエーデン	202kgs
3 位	カナダ	175kgs
9 位	日 本	146kgs
アセアン	諸 国	
	シンガポール	67kgs
	マレーシア	27kgs
	タ イ	11kgs
	フィリピン	7kgs
	インドネシア	3.9kgs

（資料 Pulp & Paper International 1983 World Review）

1. 市場の歴史

正確な文献が無いので当地関係者の記憶もしくは、個人会社の記録をひもとく事しか方法はないが、この地で一番しにせ（老舗）といわれる普益私人有限公司 (Phu Yik & Co.) が、1910 年に紙屋と印刷を兼ねた様な形態の

会社を設立したのが始まりといわれる。ヒル・ストリート№34というから現在アメリカ大使館の有る場所で、二階建の大きなベランダを持つバンガロー・ハウスが印刷工場であったと創立者の孫にあたるジャック・ウオン氏が思い出を話してくれた。彼も今年で50才になる。

印刷工業の発展に伴なって紙の取引も活発になってくる訳だが、正式に紙商と名乗る形態が出現する迄には、普益会社の創立からなんと37~38年も経っての事である。

それ迄は布地を売るインド商が紙も扱っており、1928年に紙部門を置いた雑貨商ABD.HAMID社が古く、次いでオランダ、英国の大手総合商社が紙部門を新設し始めた。Rotterdam Trading, Borneo Company (のちのInchcape), Gutrie (のちのSimedarby)等がそれである。

戦後、47年~48年急速に北欧及び英国方面からの輸入が回復するに伴ない、紙を専門に取扱う商社が現われてくる。当時約15社を数えたというから相当な紙需要であった様である。有名な紙専門商社としては、Jacobson, V.R.G. Hegmeyer, Rendrum, Spicers 等々がある。

日本の紙が、本格的に輸入される様になったのは1955年以降で、それ以前は、欧州品と比較すると品質悪く、かなり見劣りしていた様である。

1960年には、日本品を取扱う輸入商と、日本側の輸出業者との間で販売ルートづくりを申し合せ、六社のインポーターが登録された。(別表Ⅱ参照)

これらインポーターは、個別にSUB-DEALERを定め、秩序よく販売していたので流通は安定し、適度な利潤を得て市場は大きく伸長した。

別表Ⅱ 日本品を取り扱う Importer の登録 (1960年)

1. Rotterdam Trading (三井物産)
2. Behn Meyer (安宅産業)
3. Spicers (三菱商事)
4. W.T/Rendrum (岡 本)
5. E.A.C. (East Asiatic Co.) (三井物産)
6. Chin Ho (三洋日比谷)
7. 江 商 (江 商)

() 内は、日本側 Exporter

しかし近年、特に石油ショック以降はこの流通に乱れが生じ、インポーター制度が崩壊して、輸入商及びその配下の紙商の区別は無くなってしまった。

同時に日本の紙専門商社を先頭に、欧州メーカーやその代理店等が駐在事務所、支店を設置して、売込み合戦を始めた為に競争の厳しい市場に変わってしまった。

ちなみに、紙・板紙を取扱う専門商社、総合商社の数は日系、欧州その他合計30社を超える。

当然の事乍ら、当地紙商の数も増え、紙商組合に加盟する紙商は30社及び盟外6社合計36社である。

こうした数字をみても、確かに当市場は魅力ある大きな市場と映る。

2 輸入される紙の種類と量

シンガポールではごく限られた規模で、しかも低級な板紙（例えばターパオ（打包）に使われる箱）及びチリ紙のみを生産するメーカーは有るが、紙パ業界の通念では、当地に製紙産業無しと考えている。よって、大部分の紙は輸入に依存している。その主なものは次の通りである。

品 目 名	数量（t／年間）	主用途	主な輸入先
新 聞 用 紙	59,971 t	新 聞	カナダ スウェーデン、ノルウェー等
印刷・筆記用紙	51,024 t	教科書・一般印刷	日本、韓国、スウェーデン等
印刷用コート紙	20,078 t	美術印刷等	日本、スウェーデン等
クラフト紙等	20,746 t	製袋、包装用	カナダ ニュージーランド等
段ボール原紙	81,151 t	段ボール	カナダ、アメリカ等
板 紙	54,218 t	製函・出版表紙	日本、韓国、ニュージーランド

（注）1980年シ政府輸入統計資料による

上記統計には現われていないが、情報産業の発達に伴ない、数々の特殊紙が紹介される様になってきている。中でも、感圧紙は既に完全に市場浸透し、今ではどこのホテル、レストランでも領取証等帳票はノンカーボン紙を使

用しているし、熱に敏感に反応して記録する感熱紙も量はまだ少ないが、輸入されている。82年央以降はMASの命により、全銀行のコンピューター化が進み、その為に、各行の小切手もOCR用紙に移行している。

尚上記統計数量のうち80年実績では約20%にあたる量が、隣国マレーシア及びインドネシアに再輸出されている。この傾向は様々な状況の変化で減少しつつあるが、一応付記する必要がある。

3. 産業用途別区分けによる用紙事情

A) 印刷業界との密接な関係

当地の印刷会社の数は大小合せて376社で、その総生産高はS\$507 Millという。(80年シ政府統計局資料) このうち、印刷製本の最終製品の輸出は約18~20%といわれている。

仕向地としては、豪州、ニュージーランド、英国等への美術本等であり、加えて最近は米国に向けて、OA関係の書物が好調に出ている。これらの需要に充当される原紙は、品質的に優位性を備えた日本品が大半を占めている。

以上はスポット契約の印刷物であるが、昨年から時間の制約に追われがちな週刊誌の印刷も始まった。

世界的な規模で配布される週刊誌が、当地で印刷され、シンガポールの人達は世界中のどの町の人よりも早く記事が読めるという夢が実現された。将来は宇宙衛星を利用して、原稿を受信し、製版・印刷・製本・発送を一環してやってのけようとの計画もある。

高度に発達した最新鋭設備と、安定した国への信頼感、加えて国際的にも競争力のある郵便料金等々が、世界各国の読者に向けて、印刷会社よりダイレクト・メールされる事を可能にした。

まさにこれらは、世界でも有数な印刷基地香港に対する挑戦であり、注目されるべき点である。紙の需要量から比較する限り、シンガポールは香港の1/3にすぎないが、将来性を備えて今後紙市場が伸長していく事は間違いない。

B) 産業用紙

特に製函用の段ボール原紙（クラフトライナー及びセミ芯）は、数量の大きく張るもので、紙・板紙輸入全体の3割を占めるマーケットを形成している。

しかし、ここ数年来の急激な設備投資が過剰を生み、同時にシンガポール輸出産業全体の低迷・経済の失速が重なり、一番苦しい時期を迎えている。

C) ビジネスフォーム用紙

当地のコンピュータ普及率は年率25〜30%と云われて久しいが、これに伴ない用紙事情は年々増伸している。

フォーム印刷業は7社で合計S\$51Millの業界というが、残念ながらこれもまた過当競争が目立ち、各社とも内容良くない。但し用紙量は年率15%以上で増えており、欧州からの巻取での供給が勢力を握っている。

D) オフィス・コピー用紙

本来十分に設計された紙質のコピー専門用紙を使用すべきであるが、当地を含め東南アジアの市場では、ほとんどが一般の印刷用紙を代用している。合計13社の複写機メーカーが販売合戦を繰り返しており、用紙量は約600ヶ月間と推測するが、この大半が日本品である事から、重要な分野である。

E) その他の用紙

以上御紹介した紙の他に、まだ我々の生活に密接に関係したものがある。例えば、煙草の箱や、ジュースの紙容器等はその消費量を考えれば、莫大なものであるが、この用紙は、ほとんどが、北欧品で、日本品はほとんど無い。もっとも製紙力世界第三位を誇る日本でさえも、ミルク・カートンは、原紙をアメリカ、カナダから輸入しているのが実態である。

4. 用紙調達先の変化と将来

戦後日本は常に当マーケットで優位性を保ってきた。それは、日本メーカーの品質改良努力の賜物であったし、また地理的に欧州品より有利であったからに他ならない。

しかし近年、韓国、台湾は勿論の事乍ら、隣国インドネシアが政府の援助を受け、製紙産業育成に余念がなく、一般印刷用紙（上質紙）は、単色印刷用ならば十分使用可能な程度まで技術向上してきた。

またマレーシアでも、サバ州のパルプから製紙までの一貫工場建設が開始された。86年を目途に、本土クランタン州にも製紙工場を建てる計画を発表している。

こうなるとあまり高級品質を必要としない用途から徐々に、こうした新しい生産国の紙に切り換えが進行するものと思われる。

紙は我々の生活・文化にあまりにも身近かに結びついているが為に、ややもすれば見落としがちであるが、用途によってはそれなりに設計と工夫をして製造されている。ただ白くて、書けたり、印刷できれば良いというものでもない。

よって日本メーカーは、新しく進出してくる後発国の品質とマーケットを分かち乍ら、新しい分野の特殊紙を志向する方向に転換せざるを得ない課題を残している。

会 員 紹 介

* NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD

(日本電気硝子株式会社シンガポール駐在員事務所)

所在地：545 Orchard Road # 10-03, Far East Shopping Centre
Singapore 0923

電 話：2355594

設 立：1984年1月

形 態：駐在事務所

代 表：天野 栄作 (主任)

Mr. E. Amano (Chief)

従 業 員：日本からの派遣社員1名

事業内容：ガラスブロック、ネオパリエ、ガラスチューブ、電子部品用ガラス、耐熱ガラス、他特殊ガラス。以上ガラスの情報収集事務所。販売先…… Kowa (S) pte Ltd. Sim Lim 他。

(会社の特色)

N E Gは特殊ガラスの分野では世界でコーニング・ガラスに次いで2番目の会社です。現在シンガポールでは建材が中心ですが、今後ここを中心にしてオセアニア、中近東あたり迄当社硝子を紹介及び販売してゆきたいと思っています。

* MITSUKOSHI (S) PTE LTD

(三越シンガポール株式会社)

所在地：10 Anson Road # 14-08, International Plaza, Singapore 0207

電 話：2259166

設 立：1979年3月(登記)、1983年7月(操業)

形 態：子会社

代 表：浜崎 真造

Mr. S. Hamazaki (Managing Director)

従 員：5名、日本からの派遣社員3名

事業内容：1) インテリア設計、施工(オフィス、店舗、ホテル他)

2) ユニフォーム企画、製造、販売、その他法人向外商

3) 貿易及び卸売

*** NIHON-ASIA SHIPPING (S) PTE LTD**

日本アジア海運株式会社

所在地：16 Raffles Quay #41-07, Hong Leong Building

Singapore 0104

電 話：2256833/4

設 立：1984年2月

形 態：合併

代 表：木村 順彦(部長)

Mr. Y. Kimura (Director)

従 業 員：10名、日本からの派遣社員2名。

事業内容：輸出入貨物、船社代理店業、一船港湾運送事業、輸出入手続代
行業、通関業、輸出品梱包業、倉庫業、海外引越業、インター
ナショナル フレイト フォーワーダー。

理事会の動き

1984年4月10日(火)

午後12時30分

議事に先立ち豆原理事及び福田オーデイターより帰国あいさつ、またそれぞれのご後任者である堀部氏、沼野氏のごあいさつがあった。

議 件：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 総務担当理事の選任

岡崎理事(日商岩井)が豆原理事の後任として総務担当理事に選任された。

(2) 監事の選任

沼野健司氏(シンガポール野村マーチャント・バンク)が福田監事の後任として選任された。

(3) 顧問の選任

顧問選任内規を運営担当理事会において6月の理事選挙までに作成したうえで、新たに顧問を選任することとなった。

(4) 選挙管理委員会の設置

1984年度選挙管理委員会のメンバーが次の通り決定した。

委員長 岡崎 徹朗 氏(日商岩井)

委 員 入江 宏 氏(日立造船)

委 員 宮地 俊郎 氏(三井物産)

委 員 青沼 丈二 氏(三菱銀行)

委 員 西田 賢治 氏(事務局長)

(5) 1984年度年次総会並びに選挙スケジュールについて

1984年度年次総会は1984年6月22日(金)午後6時からシ

ャングリラ・ホテルで開催することになった。また、選挙スケジュールは別紙の通り承認された。

(6) 天皇誕生日における日本特集号への広告掲載について

1982年までに本所が華字紙に出していたのと同様の内容で華字紙への広告掲載に応じることとなった。

(7) 労使関係セミナーのカリキュラム、予算、参加者の選考方法について

現在、NPBに提出しているカリキュラム、予算(案)について事務局より配布資料にもとづき説明した。

計画によると7月1日(日)に当地を出発し、同月8日(日)に東京で解散する。この間、JOEA、労働省、日経連、多国籍企業労働問題協議会を訪問し、レクチャーを受けるほか、各分野の企業を訪問し、各々の労使関係のあり方について労使担当者から説明を受けるとともに各企業の労組幹部をも含めた討論会等を開催する予定である。

本所としては今後労使関係セミナーに関して派遣研修生の選考も含めて専門的に検討する組織を生産性と教育訓練の委員で構成することになり、その代表者として古新居理事を選任した。また、この組織は必要に応じて生産性、教育訓練委員以外の人も指名することができる。

(8) 1984年国際貿易・投資コンベンション開催に関する大阪商工会議所からの協力依頼について

大商からの標記依頼については、招請チームの当地関係機関への訪問アレンジやIBC-TRIO'84の当地での窓口機関として協力していくこととなった。

(9) NATIONAL SKILLS COMPETITIONに関するVITBの依頼について

標記技能コンクールの優勝者を2週間日本に派遣するためのスポンサーとなってほしいとのVITBの要請については、次の理由より応じかねると回答することになった。すなわち、

①シンガポールにおける一段の生産性向上には良好な労使関係の確立が必要であり、その一助として日本の労使関係を当地の労務担当者、労組幹部に紹介するための労使関係セミナーを1984年度から5年間にわたってJCCIが主催することになっている。

②1983年度から既にJUGASメンバーを再研修のため6カ月間日本へ派遣する制度を実施しており、今後とも継続していくことになっている。

このような事業の推進には多額の資金と労力を必要とし、JCCIとしては現時点では遺憾ながら資金的にも労力面においてもVITBの要請に応じることができない。

3. 部会・委員会等開催報告

(1)部 会

- 3月14日(水) 貿易部会
- 3月20日(火) 建設部会
- 3月27日(火) 第三工業部会

(2)委 員 会

- 3月15日(木) 経営研究委員会
- 3月26日(月) 生産性・教育訓練合同委員会
(労使関係セミナーに関するJOEA沢田専務理事との打合せ)
- 4月 5日(木) 広報委員会

(3)懇 談 会

- 3月13日(火) 会員懇親パーティ
- 3月26日(月) 日系報道関係者のためのMRT見学会
- 3月30日(金) 労使関係セミナーに関するNPBとの打合せ会
- 4月 4日(水) 運営担当理事会

4. 入 ・ 退 会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会

- ** NIHON-ASIA SHIPPING (S) PTE. LTD. “ C ”
- ** TEKKEN CONSTRUCTION CO., LTD. “ A ”
- ** NISSIN FOODS (SINGAPORE) PTE. LTD. “ A ”
- ** MR. KUNIAKI HARA (TOHMATSU AOKI & CO.,) “ D ”
- ** HIROSE & CO., LTD. “ C ”
- ** MR. A. FURUMURA (ARTHUR YOUNG & CO.,) “ D ”

(2) 退 会

- ** MITSUI MINING COMPANY LIMITED.
- ** SINGAPORE NICHIEI PTE. LTD.
- ** MR. H. IMAI (BANK OF AMERICA)
- ** MR. Y. KATSUKI (ARTHUR YOUNG & COMPANY)

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より 1984 年 3 月分の会計報告があり、異議なく承認された。

以 上

4～5月の主な経済記事

- 4月 9日 ○金融管理局（MAS）は、3月に成立した修正銀行法の規定について説明する回状を先月2回にわたって各銀行宛てに送付したが、最近また3度目の回状を送り、不明箇所を明確化し例ば、修正法第25条で、単一の借り手または借り手グループに対する銀行の信用限度額を資本の30%までと制限しているが、銀行家の間にこの規定が国内のSドル融資にのみ適用されるのか、あるいはオフショア・ローンにも同様に適用されるのか不明確との声が出ていた。

この点についてMASの最近の回状は、商業銀行およびマーチャントバンクのアジア通貨単位（ACU）は修正銀行法第25条、第27条、その他一定の条項から免除される、と説明している。つまり、アジアダラー市場で行なわれるオフショアローンその他の取引は規制の対象に含まれないわけだ。ちなみに、同法第27条は銀行がMASの事前承認なしに他の企業の20%を越える株式を取得することを禁じている条項。

- 10日 ○国際海運業界の船腹過剰と造船各国の提供する魅力的な造船融資条件のために、シンガポール造船業の業況はなお1～2年回復が望めない。

シンガポール開発銀行（DBS）はその年次報告の中で以上の予測を行なっている。

同報告によると、1982年におけるシンガポールの船舶購入融資額は前年比11%縮小したが、1983年にはさらに13%縮小、地元造船業界の受注額は昨年初以来一段と減少している。

シンガポール政府は昨年 7 月、その船舶購入融資計画を積載量 100 トンを超える船舶と契約額 200 万 S ドルを超えるオイルリグの建造に際して 2000 万 S ドル以下の融資が申請できるように修正を加えた。

船舶購入融資の年利は S ドル融資の場合 9 %、U S ドル融資の場合 11 %、オイルリグ購入融資の年利は S ドル融資の場合 9 %、U S ドル融資の場合 12 % で、国際金利上昇の際には魅力を持ったが、英国や韓国の提供する年利各 7.5 %、8.5 % の同種の融資に比較すると競争力に欠けている。

報告書はまた最近国際的に船舶の総トン数が減少し、積載率が上昇しているが、国際海運業界が新船を購入するまでには至っておらず、オイルリグの建造についても 1985 年または 1984 年末以前に新規受注の見込みはなく、見通しは暗いとしている。

19 日 ○ シンガポールの電気・電子産業における労働者 1 人あたりの付加価値は 72 年の 1 万 500 S ドルから現在は 3 倍の 3 万 400 S ドルにまで上昇している。同産業は 74 年と 82 年の 2 度にわたり景気後退の影響を受けたものの、この 2 年を除いて年平均 25 % と着実に生産高を増大し、72 年の生産性高 5 億 S ドルは 83 年には 12 倍の 60 億 S ドルに達した。

23 日 ○ 重量運搬車の高さを取り締まる新しい道路交通（修正）法 27 日から実施され、罰則規定も著しく強化される。

同修正法のもとでは、路面から荷物の最上部までの高さが 3.2 m を超える車両を運転する場合には交通警察の事前許可を得なければならず、許可なく制限高さを超える運搬車を運転したドライバーは初犯の場合 1 年～3 年間の強制投獄と罰金 2000 S ドル、少なくとも 1 年間の

運転免許停止処分に付され、再犯の場合には2年～5年間の強制投獄と5000ドル以下の罰金、少なくとも2年間の運転免許停止という厳しい刑が科される。

また違反ドライバーの管理責任者にも同様の罰則が与えられ、通行許可申請の際に高さについて誤まった情報を伝えた者には最高6カ月間の強制投獄と最高1000Sドルの罰金が科せられる。

この高さ制限の理由としては、シンガポールの道路にかかる高架構造物（歩道橋など）の高さが一般に4.5mであり、安全のために十分なクリアランスを確保する必要が指摘されている。

なお、この規制により大きな影響を受けるとみられるジョホールのトラック運送業者協会では、現在トラックのキャンパス・ラインまでの路面からの高さは一般に3.5～3.8mであり、シンガポール行きのトラックの95%が影響を受けるとして、制限高さを3.5～3.8mまで引き上げるようシンガポール当局に申し入れる方針という。

25日 ○労働省の給与・労働時間調査によると、シンガポール労働者の平均週給は83年8月現在231ドル（Sドル、以下同じ）に達し、82年8月に比べ9%、83年2月に比べ3.6%増加した。

同調査は労働省が毎年2月と8月に従業員10人以上の企業を対象に実施しているもの。今回発表されたのは昨年8月の調査結果で約1万2000社、外人労働者を含む従業員総数約71万2000人（シンガポール総労働力の3分の2以上）が調査対象に含まれている。

同調査で得られた主要データは次の通りである：

- シンガポールの労働者の平均週給は昨年8月現在、全

産業平均で231ドルで、同年2月に比べ3.6%、82年8月に比べ9%（約19ドル）増加した。74年7月には98ドルにすぎなかったで、この9年間に2.36倍に増加した。

- 昨年2月から8月までの期間の平均週給の伸び率は生産労働者（運輸および筋肉労働者を含む）が7.1%と最も高く、専門職（管理職、行政職を含む）が2.6%、事務職（販売およびサービス職を含む）では2.4%にすぎなかった。

- しかし職種による給与格差は依然として大きく、昨年8月現在、専門職の週給が520ドルだったのに対し、事務職は174ドル、生産職は156ドルと専門職の3分の1以下の給与水準にとどまっている。

- 平均給与の男女格差も大きく、昨年8月現在、男性の平均週給275ドルに対し、女性は171ドルにすぎなかった。しかし男性の平均給与が昨年2月から8月の間に7.5%伸びただけに対し、女性では11.4%と大きな伸びを示した。これは主に、専門職などの高給職種への女性の進出が比較的多かったこと、生産労働者の給与の伸びが男性の6%に対し女性は14%と大きかったことによる。

- 昨年8月現在、公共部門の労働者の平均週給が277ドルだったのに対し民間労働者は220ドルと官民格差が見られる。

- 産業別に見ると、鉱業部門が1人あたり平均週給490ドルと抜群に高いが、これは同部門に専門職労働者が多いため。

- 製造業の平均週給は192ドルと最低であるが、これは女性を含む多数の労働者が熟練を必要としない組立工として働いているためである。

• 昨年 8 月の雇用労働者総数は 2 月に比べ 7.3 % 増加した。前期に労働者を削減していた業種に雇用増加の動きが見られ、例えば繊維工業の労働者数は昨年 2 月には 6 カ月前に比べて 17.6 % 減だったのに対し、8 月には 2 月に比べ 41.9 % の増加、電子工業も昨年 2 月の 8 % 減に対し 8 月には 15 % 増と雇用の伸びを回復した。

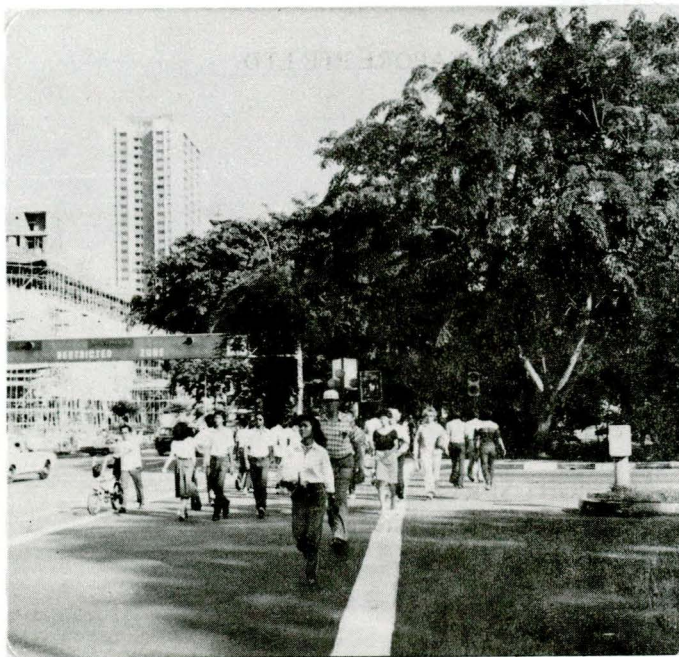
How your weekly earnings have risen

Industry/Occupation	1974 Jul	1983 Aug
All Industries	\$98	\$231
Agriculture and fishing	\$93	\$194
Quarrying	\$106	\$490
Manufacturing	\$79	\$192
Utilities	\$110	\$274
Construction	\$91	\$201
Trade	\$88	\$221
Transport and communication	\$111	\$259
Financial and business services	\$141	\$299
Other services	\$122	\$277
All occupations	\$98	\$231
Professional, administrative and managerial workers	\$248	\$520
Clerical, sales and service workers	\$83	\$174
Production, transport and other manual workers	\$65	\$156

Source: Ministry of Labour (Figures rounded off to nearest dollar)

• 製造業（3650 社）の雇用労働力は昨年 2 月から 8 月までの 6 カ月間に 5.8 % 増加した。これは昨年 2 月までの 6 カ月間に 7 % 減少したのと対照的で、製造業の景気回復を示している。

- 建設業の労働力需要は昨年 2 月から 8 月の間に爆発的に伸び、この間に総労働者数が 56.5 % 増加。ちなみに 82 年 8 月から 83 年 2 月までの伸びは 2.8 % だった。
- 昨年 8 月、超過勤務を含む平均労働時間は週 45.6 時間で、2 月に比べ 1.8 % 増加した。製造業が昨年初の景気回復を反映して最も高い超勤時間の伸び（2 月に比べ 3 % 増）を示した。（別表参照）



廣 報 欄

- ** NEW MEMBERSHIP (8TH MAY 1984)
- * KOSE PRIVATED LIMITED
Mr. S. Nimura (Managing Director)
22, Pasir Panjang Road #05-18/25
PSA Multi-storey Complex
Singapore 0511
Tel: 2735122 (8 Lines)
- * JAPAN TOBACCO INTERNATIONAL CORPORATION
Mr. S. Fujii (Director)
55, Cuppage Road #07-30
Cuppage Centre
Singapore 0922
Tel: 7342622
- * TOKYO SANGYO SINGAPORE PTE LTD
Mr. T. Kotanaka (Director)
151, Chin Swee Road #06-14
Manhattan House
Singapore 0316
Tel: 7335877/8
Telex SIFS RS 23297
- * FUJI OIL (SINGAPORE) PTE LTD
Mr. K. Murase (Managing Director)
45, Senoko Road
Singapore 2775
Tel: 7581801
- * SEIKEI FREIGHT SERVICES PTE LTD
Mr. S. Kusakabe (Managing Director)
1 Sophia Road #04-04
Peace Centre
Singapore 0922
Tel: 3381420
- * TOKAI OFFSHORE CORPORATION
Mr. S. Hirayama (Branch Manager)
10, Anson Road #22-06A
International Plaza
Singapore 0207
Tel: 2225711

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* ANA HOTELS SINGAPORE LTD
19 Tanglin Road #12-04
Tanglin Shopping Centre
Singapore 1024

* THE DOWA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
80 Marine Parade Road #17-00
Parkway Parade
Singapore 1544
Tel: 3458555, 3442568

* NATIONAL OXYGEN PTE LTD
21 Tanjong Kling Road
Jurong
Singapore 2262
Tel: 2659355

* MITSUI TOATSU CHEMICALS, INC.
135 Cecil Street #08-03
LKN Building
Singapore 0106
Tel: 2221252

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* NEC SINGAPORE PTE LTD
From Mr. A. Kuroiwa to Mr. K. Fukino

* SINGAPORE NOMURA MERCHANT BANKING LTD
From Mr. S. Fukuda to Mr. K. Numano

* MATSUSHITA ELECTRONIC COMPONENTS (S) PTE LTD
From Mr. I. Futamura to Mr. K. Iwata

* YAMASHITA-SHINNIHON STEAMSHIP CO LTD
From Mr. S. Miura to Mr. M. Okumura

* NOZAKI & CO LTD
From Mr. M. Namekata to Mr. T. Wakita

* SANKO CO LTD
From Mr. K. Kato to Mr. E. Abe

* PETROCHEMICAL CORPORATION OF SINGAPORE (PRIVATE) LIMITED
From Mr. D. Komiyama to Mr. H. Hori

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* MITSUI HIGH-TEC (SINGAPORE) PTE LTD
From: Mitsui Mfg, (S) Pte Ltd
To: Mitsui High-Tec (Singapore) Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法(暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$30
	(会 員) S\$15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション	
(改訂版)	(非会員) S\$40
	(会 員) S\$20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15

会社法

法律第1号(共和国会社法改正)1970年	S\$ 5
法律第4号(共和国会社法改正)1974年	S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)	S\$ 5
法律16号(会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
シンガポール共和国会社法	(非会員) S\$70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S\$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 30
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 30
月報 (各月号)		S\$ 8
国際比較統計要覧		S\$ 5

編集後記

「月報」5月号をお届けします。なんとなく時代の流れに身を任せ、日常生活を過ごしている一般市民にとり、マスコミ報道だけで情勢変化の息吹きを感じとることは、至難の業のような気がします。

私的経験では、半生で強く印象に残りその後の周辺情勢変化を感じ得たマスコミ報道としては、J. F. ケネディー暗殺、長島選手引退程度しかありません（もっとも、ケネディー暗殺の時は、未だ小学生に過ぎず、印象の強烈さについては余り自信ありませんが）。

一般大衆対象のマスメディアでない「月報」の各記事は、それぞれの業界で実際に活躍されている方々が、シンガポールという限られた空間で生活する日本人商工会議所会員に語りかけているわけであり、ビビッドな情勢変化が読みとれる筈です。

各位のご精読をお願いします。

5月号は、「**中近東を中心とした国際情勢**」伊藤忠商事**高原**常務、「**1984年度シンガポール税法改正について**」塩田公認会計士、「**シンガポールの用紙市場**」OKAMOTO **曾根原**所長の3本立てとなっております。

担当は、**鈴木**（JETRO）**垣本**（O. D. S. 長崎屋）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING , 79 ROBINSON ROAD , # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11 / 12
Singapore 1334. Tel: 2923831